



# 生活保護関係文書の取扱いについて

答

問

ケース台帳などの生活保護関係文書について、その取扱い上の留意点を教えてください。  
また、被保護者等から、閲覧の請求があった場合の取扱いはどのようにすべきでしょうか。

一 ケース台帳等の個々の被保護者に関して作成される生活保護関係文書の性格

1 ケース台帳等の生活保護関係文書には、保護開始申請書、収入申告書等の被保護者から提出された手続書類のほか、被保護者の生活実態に関する情報や、世帯員の職歴、学歴、成績、心身の状況、病歴、所得、財産の状況、親族関係等の被保護者本人のプライバシーに関する情報のみならず、扶養義務者の所得、財産状況等の第三者のプライバシーに関する情報が含まれており、これらが外部に公表されることとなれば、その者のプライバシーが侵害される結果となります。

また、これらの文書には、被保護者に対する評価及び処遇方針、保護の内容、ケースワーカー

1の指導・指示の内容等の処遇の経過に関する事項や、第三者からの情報が含まれていますので、これらが外部に公表されることとなれば、実施機関と被保護者、第三者との間の信頼関係を破壊することとなり、きめ細かなケースワークや世帯の状況の確かな把握等を基礎とする生活保護行政の適切な遂行を妨げることとなります。

2 したがって、これらの文書は、第三者はもとより被保護者自身にも公開が予定されていない内部文書であるといえます。

二 守秘義務との関係について

1 ケースワーカーをはじめとする地方公務員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないもの

とされていますが（地方公務員法第三四条）、ケース台帳等の生活保護関係文書は、一に述べたとおり、被保護者に限らず広く第三者に関するプライバシーやその公表により行政の円滑な遂行に支障を来す情報を内容としていきますので、そこに記載された事項はここにいう「職務上知り得た秘密」に該当することはいうまでもありません。

2 したがって、一般住民等の第三者からの申出に応じて、ケース台帳等の文書の閲覧を認めることは相当でないことはもちろんのこと、被保護者本人又はその同意や委任を受けた第三者から閲覧の申出があった場合にもこれを認めることは相当ではないと、守秘義務に抵触するおそれがあると考えられます。

（参考）

地方公務員法（抄）  
（秘密を守る義務）  
第三四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはいいけない。その職を退いた後も、また、同様とする。  
2、3（略）

3 また、これらの文書は裁判等の過程において、また、他の行政当局に対しても、原則として公表し又は閲覧させることは予定されていないものといえ、公表し又は閲覧させた場合には守秘義務違反の問題が生じ得ると考えられます。

三 情報公開条例との関係について

1 地方自治体によつては、住民による公文書の公開請求について定めるいわゆる情報公開条例や、住民による行政機関の保有する自己に関する情報の開示請求について定めるいわゆる個人情報保護条例等が制定されており、住民がこれらの条例に基づき、生活保護関係文書の開示・閲覧の請求を行った場合の取扱いについて、説明します。

2 情報公開条例等では、住民から請求があった場合には、行政機関はその保有する情報を公開すべき旨が定められていますが、例外として、①個人の秘密に関する情報、②本人の評価に関する

情報、③行政の円滑な執行に支障を来す情報等については、情報公開の対象外とする旨が定められているのが一般的です。生活保護関係文書は、先に述べたとおり、情報公開の対象外となる情報であると考えられますので、公開は相当ではないものといえます。

四 その他の生活保護に関する文書の取扱いについて

1 国と地方自治体又は地方自治体相互の間で協議、照会又は検討される過程で作成される文書については、その多くが意思形成過程における情報であり、外部に明らかにすることによつて誤解や混乱が生ずるばかりでなく、自由な議論が疎外されることにもなりかねません。

また、行政の遂行において、国と地方自治体相互間の信頼関係を破壊するおそれがあります。したがって、これらの文書は、公開が予定されていない内部文書といえます。

2 事務監査に関する情報を記載

3 情報公開条例等による閲覧請求があった場合についても、三で述べたような適用除外事由に該当する情報であると考えられますので、公開は相当ではないものといえます。

五 生活保護関係文書の管理について

以上述べてきましたように、生活保護関係文書については極めて慎重に取扱うべき情報を内容としていきますので、文書の紛失、漏洩等のないよう、その管理には極めて厳重な注意が必要であるといえます。

